

第33号議案

東京都台東区手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年6月3日

提出者 東京都台東区長 服 部 征 夫

(提案理由)

この案は、手数料を廃止する等のため提出します。

東京都台東区手数料条例の一部を改正する条例

東京都台東区手数料条例（平成12年3月台東区条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2の2保健衛生の部40の項事務の欄中「交付」の次に「（動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第39条の7第2項の規定が適用される場合を除く。）」を加え、同部41の項中「第1条」を「第1条の2」に改め、同部83の項を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。